



2018年11月6日

各位

上場会社名 グローリー株式会社  
代表者 代表取締役社長 尾上 広和  
本社所在地 兵庫県姫路市下手野1丁目3番1号  
コード番号 6457  
上場取引所 東証第一部  
決算期 3月  
問合せ先 経営戦略本部 コーポレートコミュニケーション部長 熊谷 定子  
TEL (079) 297-3131

## 株式報酬制度等に係る第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2018年11月6日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分要領

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 処分期日         | 2018年12月3日（月）   |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 217,000株   |
| (3) 処分価額         | 1株につき金 2,650円   |
| (4) 処分価額の総額      | 575,050,000円  |
| (5) 処分予定先        | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）<br>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口） |
| (6) その他          | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。                          |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社子会社の取締役社長（以下、取締役と併せて「取締役等」という。）ならびに当社の執行役員及び経営幹部社員（以下「執行役員等」とし、取締役等と併せて「制度対象者」という。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性の高い取締役向けの株式報酬制度として役員報酬BIP信託（以下「BIP信託」という。）を、執行役員等を対象としたインセンティブ・プランとして「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」という。）をそれぞれ継続することにつき、決議しております。

本自己株式処分は、BIP信託及びESOP信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結しております役員報酬BIP信託契約（以下「BIP信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）及び株式付与ESOP信託契約（以下「ESOP信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に制度対象者に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.32%（小数点第3位を四捨五入、2018年9月30日現在の総議決権個数626,855個に対する割合0.35%）と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い制度対象者に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 本信託契約の概要

##### <役員報酬B I P信託>

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2015年8月28日
信託の期間	2015年8月28日～2021年8月31日（予定）
制度開始日	2015年9月1日
議決権行使	行使しないものとします。

##### <株式付与E S O P信託>

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	執行役員等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	執行役員等のうち受益者要件を充たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2015年8月28日
信託の期間	2015年8月28日～2021年8月31日（予定）
制度開始日	2015年9月1日
議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前1か月間（2018年10月9日から2018年11月5日まで）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である2,650円（円未満切捨て）としております。直前1か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（2018年11月5日）の終値2,695円（円未満切捨て）に98.33%（ディスカウント率1.67%）を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月間（2018年8月6日から2018年11月5日）の終値の平均値である2,793円（円未満切捨て）に94.88%（ディスカウント率5.12%）を乗じた額であり、同直前6か月間（2018年5月7日から2018年11月5日）の終値の平均値である3,019円（円未満切捨て）に87.78%（ディスカウント率12.22%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上